

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	沖縄振興予算の主なソフト事業予算の現状と比較（上） －沖縄振興における一括交付金と個別補助金をめぐる現状と課題－
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	450号
刊行日	2022-10-3
頁	74-90
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20221003.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

沖縄振興予算の主なソフト事業予算の現状と比較（上）

— 沖縄振興における一括交付金と個別補助金をめぐる現状と課題 —

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 沖縄振興予算と主なソフト事業予算の推移
3. 沖縄振興予算における主なソフト事業予算の現状
 - (1) 沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）
 - (2) 沖縄北部連携促進特別振興事業費
 - (3) 沖縄離島活性化推進事業費（以上、本稿）
 - (4) 沖縄振興特定事業推進費（以下、次稿）
4. 沖縄振興予算における主なソフト事業予算の比較
 - (1) 予算の執行状況
 - (2) 各市町村による活用状況
 - (3) 各市町村への予算の配分状況
5. おわりに

1. はじめに

令和4年4月に施行された沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）に基づき、同年5月、国は、令和4年度から令和13年度までの沖縄振興の意義や方向等を定めた、新たな沖縄振興基本方針¹（以下「基本方針」という。）を決定した²。

この基本方針では、沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施できる制度として、平成24年の沖振法改正で創設された「沖縄振興一括交付金」（以下「一括交付金」という。）に関して、今後も、歴史的事情等の特殊事情に起因する様々な政策課題等

¹ 「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/9/houshin.pdf>〉（以下、URLの最終アクセス日は全て令和4年9月12日。）

² 詳細については、藤生将治「新たな沖縄振興基本方針と沖縄振興計画—令和4年度から令和13年度までの沖縄振興—」『立法と調査』No. 447（令4.7）参照。

に沖縄が主体的に対応するための財源として有効活用を図ることが求められているとした上で、国・沖縄県・市町村の連携・協力の下、有識者の知見も活用しつつ、適時に点検・評価等を行い、一括交付金の実効性の向上に努めるとしている。一方、前回（平成24年度～令和3年度）の基本方針で記述がなかった個別補助金に関し、新たな基本方針では、国として重点的に取り組むべき事項や沖縄の特殊事情等を踏まえ国が自ら取り組むことが必要な事項等について、一括交付金とは別に予算補助による個別補助金の活用を図るとした上で、成果指標の達成状況に応じ不断の見直しを行う等、適正な執行に努めるとしている。

このように、新たな基本方針では、沖縄振興を推進するための措置（政策ツール）として、一括交付金と個別補助金のいずれもが明記されている。一方、その中では、国が自ら取り組むことが必要と考えられる施策については重点的に取り組むべき事項を適切に見定め、直轄事業や個別の補助事業等も活用するとしているものの、国が取り組むべき事項についての具体的な内容は示されていない。また、同様に、沖縄振興における一括交付金と個別補助金の役割分担も含めた両者の関係などについても示されていない。

一括交付金については、各府省の地方公共団体向け投資補助金のうち、沖縄振興に資するハード事業に係る補助金の一部を一括交付金として内閣府に計上し、各省に移し替えて執行する「沖縄振興公共投資交付金」（以下「ハード交付金」という。）と、ソフト事業を対象とし、移し替えをせずに原則内閣府で執行する沖縄独自の制度である「沖縄振興特別推進交付金」（以下「ソフト交付金」という。）に区分されている。とりわけ、ソフト交付金については、観光の振興を始めとして、沖縄の振興に資する事業等、幅広い事業が対象となるとともに、沖縄県を介し各市町村にも配分され、県のみならず、各市町村も独自の事業を実施できるものとなっている³。

一方、個別補助金の中でも、①北部地域の連携を促進しつつ、産業の振興や定住条件の整備に資する事業を補助する北部振興事業のうち、非公共事業を対象とする「沖縄北部連携促進特別振興事業費（以下「北部事業費」という。）」（平成24年度～）や、②離島市町村が実施する産業振興・定住条件の整備などの事業に要する経費の一部を補助する「沖縄離島活性化推進事業費（以下「離島事業費」という。）」（平成29年度～）、③ソフト交付金を補完し主に臨機応変な財源捻出が困難な市町村に配分を行う「沖縄振興特定事業推進費⁴（以下「推進費」という。）」（令和元年度～）では、ソフト交付金同様、用途の自由度が比較的高い形でソフト事業を対象とする補助事業（以下、①～③を合わせて「ソフト個別補助金」という。）が実施されている⁵。ただし、これらは、沖縄県を介さず、国から各市町村等に直接補助を行うものとなっている。

³ 一括交付金全体の制度や予算配分、活用状況等については、藤生将治「沖縄振興一括交付金の現状と論点」『立法と調査』No. 417（令和11）参照。

⁴ 推進費の経緯や制度の詳細については、藤生将治「沖縄振興特定事業推進費をめぐる動向と論点」『立法と調査』No. 424（令和2.6）参照。

⁵ その他のソフト事業を対象とした個別補助金として、令和4年度沖縄振興予算では、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」や「沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業」等が実施されている。それらの対象は、事業の目的を踏まえ、前者については支援員の配置や子供の居場所づくり等、後者については小規模離島における海底送電ケーブルの整備及び超高速ブロードバンド環境の整備に対する支援等に、それぞれ限定されている（内閣府「令和4年度沖縄振興予算概算決定額等」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2021/r4_yosan.pdf〉）。

そこで、本稿では、一括交付金が創設された平成24年度以降の、沖縄振興予算及び主なソフト事業（ソフト交付金及びソフト個別補助金）予算の推移を確認し、ソフト交付金とソフト個別補助金の現状について整理した上で、主なソフト事業予算の比較を行い、最後に沖縄振興における一括交付金と個別補助金をめぐる現状と課題を整理していく。

2. 沖縄振興予算と主なソフト事業予算の推移

平成24年度から令和4年度までの沖縄振興予算（当初）の推移を見ると、平成26年度の3,501億円をピークに減額が続き、平成30年度から令和3年度まで3,010億円と横ばいであったが、令和4年度は10年ぶりに3,000億円台を下回る2,684億円となっている（図表1）。

こうした推移の背景には、平成25年12月、当時の仲井眞沖縄県知事の要請を踏まえ、平成26年度予算案の閣議決定に際して、当時の安倍内閣総理大臣から、平成33年度（令和3年度）までの沖縄振興計画（沖振法及び基本方針に基づき、沖縄県知事が定める沖縄振興に関する計画）期間中、毎年3,000億円台の沖縄振興予算を確保するとの発言がなされたことがある⁶。その後、令和3年度予算までは、この発言を踏まえて予算編成が行われてきた一方、令和4年度予算には、そうした前提がない中で、各事業の所要額を積み上げた結果として、2,684億円が計上されている⁷。

図表1 沖縄振興予算と主なソフト事業予算の推移（平成24年度～令和4年度）

(単位：億円、% (※1))

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
沖縄振興予算（当初予算）	2,937	3,001	3,501	3,340	3,350	3,150	3,010	3,010	3,010	3,010	2,684
主なソフト事業予算（総額）	828 (28.2%)	828 (27.6%)	852 (24.3%)	832 (24.9%)	832 (24.8%)	725 (23.0%)	646 (21.5%)	638 (21.2%)	627 (20.8%)	639 (21.2%)	544 (20.3%)
－ソフト交付金	803 (27.3%)	803 (26.8%)	826 (23.6%)	806 (24.1%)	806 (24.1%)	688 (21.8%)	608 (20.2%)	561 (18.6%)	522 (17.3%)	504 (16.7%)	394 (14.7%)
－ソフト個別補助金	25 (0.9%)	25 (0.8%)	26 (0.7%)	26 (0.8%)	26 (0.8%)	37 (1.2%)	38 (1.3%)	77 (2.6%)	105 (3.5%)	135 (4.5%)	150 (5.6%)
①沖縄北部連携促進特別振興事業費	25 (0.9%)	25 (0.8%)	26 (0.7%)	26 (0.8%)	26 (0.8%)	26 (0.8%)	26 (0.9%)	35 (1.2%)	35 (1.2%)	35 (1.2%)	45 (1.7%)
②沖縄離島活性化推進事業費	－	－	－	－	－	11 (0.3%)	12 (0.4%)	12 (0.4%)	15 (0.5%)	15 (0.5%)	25 (0.9%)
③沖縄振興特定事業推進費（※2）	－	－	－	－	－	－	－	30 (1.0%)	55 (1.8%)	85 (2.8%)	80 (3.0%)

(※1) 沖縄振興予算（当初予算）に占める割合 (※2) 当初予算計上分

(出所) 内閣府資料を基に作成

次に、主なソフト事業予算の推移を見ると、沖縄振興予算の推移同様、平成26年度の852億円をピークに減額傾向が続き、令和4年度には544億円まで減少し、沖縄振興予算に占める割合も、平成24年度の28.2%から令和4年度には20.3%まで低下している（図表1）。

こうした予算額の推移は、平成27年度以降、ソフト交付金を含む一括交付金と沖縄振興予算全体の減額傾向が続いてきたこととおおむね軌を一にしている。特に、ソフト交付金は、ピーク時である平成26年度の826億円と比べ、令和4年度にはその半分以上となる394億円にまで減少し、沖縄振興予算に占める割合も、平成24年度の27.3%から令和4年度には14.7%まで低下し、沖縄振興予算におけるソフト交付金の比重は大きく低下している。

⁶ 第186回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第3号8頁（平26.2.25）

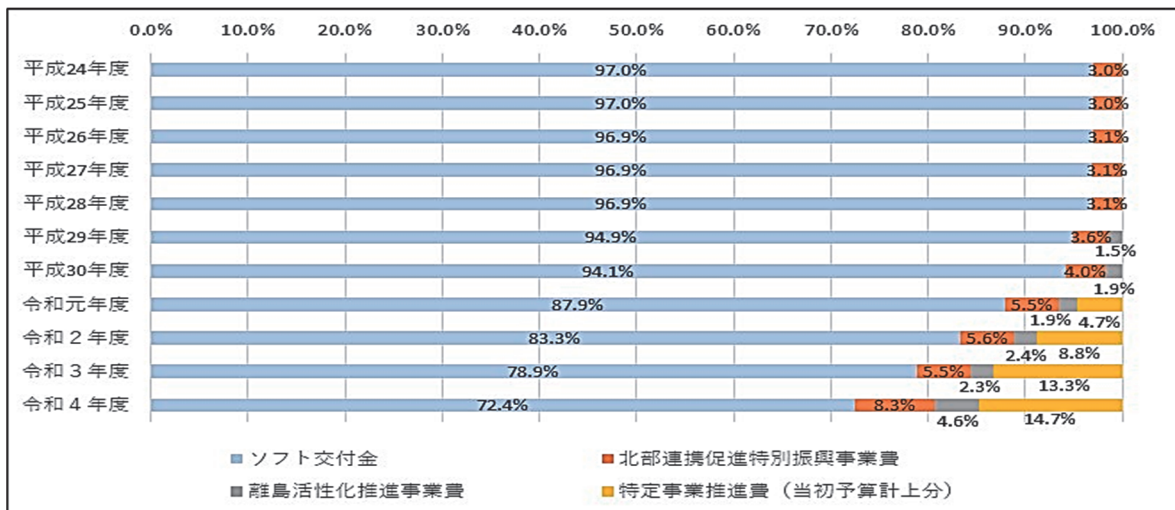
⁷ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第3号3頁（令4.3.3）

一方、ソフト個別補助金は、平成24年度から平成28年度にかけておおむね横ばいの状況にあったが、平成29年度以降、ソフト交付金の推移とは対照的に増額が続いており、平成29年度の37億円から令和4年度には150億円まで増加している。その結果、沖縄振興予算に占める割合も、平成28年度までの1%に満たない状況から、令和4年度には5.6%にまで上昇している。

こうした推移の要因としては、①北部事業費が平成30年度から令和元年度、また令和3年度から令和4年度にかけて増額されていること、②離島事業費が平成29年度から新たに実施され、その増額が続いていることのほか、最も大きなものとして、③推進費が令和元年度から新たに実施され、令和3年度までの間にその増額が続いてきたことが挙げられる。

このように、主なソフト事業予算が全体としては減額傾向にある中で、ソフト個別補助金の増額が続いてきたことによって、主なソフト事業予算の内訳は大きく変化している。すなわち、平成24年度から平成28年度までは、ソフト交付金が約97%と大部分を占めていた一方、平成29年度以降は、ソフト個別補助金の比率が高まり、令和4年度には主なソフト事業予算の3割近い27.6%を占めるに至っている（図表2）。

図表2 主なソフト事業予算における予算額の比率の推移（平成24年度～令和4年度）



（出所）内閣府資料を基に作成

以上のことから、沖縄振興予算と主なソフト事業予算の推移を総括すると、平成27年度以降、沖縄振興予算とともにソフト交付金の減額が続いてきた中で、沖縄振興予算におけるソフト交付金の比重が大きく低下してきた一方、平成29年度以降、ソフト個別補助金は増額が続いており、沖縄振興予算全体や主なソフト事業予算に占める比重も高まってきていると言える⁸。

⁸ なお、北部事業費や離島事業、推進費以外の個別補助金も含めたソフト事業予算全体の動向については、本稿における分析の対象とはしていない。しかし、沖縄振興予算の減額が続いてきた中でも、公共事業関係費等が一定の水準を維持していることや、沖縄科学技術大学院大学に関する経費や沖縄健康医療拠点整備経費などが増加してきていること等から、主なソフト事業予算と同様、沖縄振興予算におけるソフト事業予算全体の比重も低下してきていると考えられる。

3. 沖縄振興予算における主なソフト事業予算の現状

次に、沖縄振興予算における主なソフト事業予算の現状を見るため、以下、それぞれの事業ごとに、その概要を確認した上で、予算の執行状況及び配分状況を整理していく。

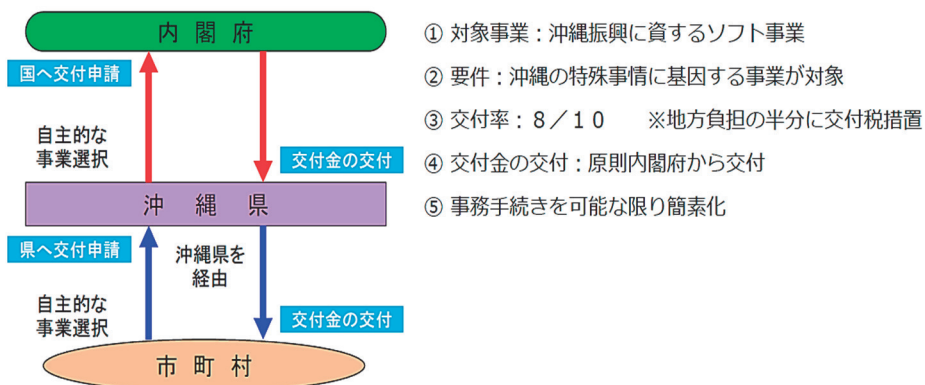
(1) 沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）

ア 概要

一括交付金は、沖振法における沖縄振興の基盤の整備のための特別措置の一つとして定められた法律補助であり、同法では、沖縄県知事による沖縄振興交付金事業計画の作成（第95条）や、国による交付金の交付等（第96条）を定めている。

沖縄振興交付金事業計画の作成について、沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業又は事務（事業等）のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等を実施するための計画（沖縄振興交付金事業計画）を作成することができる。同計画には、①沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業で政令に定めるものに関する事項、②沖縄の振興に資する事業等で観光の振興を始めとする沖縄振興全般にわたる幅広い事業等⁹に関する事項を記載するものとされ、②に関するものがソフト交付金（図表3）として区分されている。

図表3 ソフト交付金の概要



（出所）沖縄県「沖縄振興（一括）交付金について～取組と成果～」（令和元年6月）を基に編集・作成

交付金の交付等について、沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等を実施しようとするときは、沖縄県知事は、当該計画を内閣総理大臣に提出しなければならないが、国は、沖縄県に対し、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。なお、ソフト交付金の交付率に関しては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱

⁹ 具体的に、沖振法第95条第2項第2号では、①観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業等、②雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に資する事業等、③教育及び文化の振興に資する事業等、④福祉の増進及び医療の確保に資する事業等、⑤科学技術の振興に資する事業等、⑥情報通信の高度化に資する事業等、⑦国際協力及び国際交流の推進に資する事業等、⑧駐留軍用地跡地の利用に資する事業等、⑨離島の振興に資する事業等、⑩環境の保全並びに防災及び国土の保全に資する事業等、⑪そのほか沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する事業等を定めている。

において¹⁰、10分の8以内と定められている（第3条）¹¹。さらに、市町村が行う事業に関しては、沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱¹²等に基づき、沖縄県知事が市町村に交付するものとなっている。

イ 予算の執行状況

ソフト交付金の執行状況（図表4）を見ると、制度創設当初の平成24年度は執行率が50.9%にとどまり、当初予算額の5割近くが翌年度に繰り越された。また、平成25年度も当初予算額の約1割に相当する80億円の不用額が生じ、執行率は73.9%にとどまったものの、その後は執行率の改善が進み、平成28年度の執行率は79.6%となった。

こうした執行状況に関連して、ソフト交付金の予算額は、ピークとなった平成26年度には826億円が計上されたものの、平成27年度予算では、平成25年度におけるソフト交付金も含めた一括交付金全体の執行率の低さを理由に減額された。その後、平成28年度予算では、ソフト交付金については、沖縄県の執行率改善のための取組が評価され、前年度と同額とされたものの、平成29年度以降の予算では、毎年度、異なる積算基準が用いられるようになり、減額が続いてきた¹³。

その一方で、平成30年度以降のソフト交付金の執行率は、8割を超える状況が続いている（図表4）。こうした要因としては、沖縄県や市町村による執行率改善の取組とともに、ソフト交付金の減額で予算規模自体が縮小したことも影響していると考えられる。

図表4 ソフト交付金の予算と執行状況の推移（平成24年度～令和4年度）

(単位：億円、%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	803	803	826	806	806	688	608	561	522	504	394
歳出予算現額	803	1,153	1,048	1,016	979	847	708	630	615	591	473
翌年度繰越額	349	222	210	173	159	99	69	93	87	79	—
不用額	45	80	54	57	42	76	12	17	11	26	—
支出済歳出額	409	852	784	787	779	672	627	520	517	486	—
執行率(※)	50.9%	73.9%	74.8%	77.5%	79.6%	79.3%	88.6%	82.5%	84.1%	82.2%	—
当初予算額に対する執行額の割合	50.9%	106.1%	94.9%	97.6%	96.7%	97.7%	103.1%	92.7%	99.0%	96.4%	—

(※) 執行率=支出済歳出額÷歳出予算現額(補正後予算額+前年度繰越額)

(出所) 内閣府「沖縄振興予算概算決定額等」及び「沖縄振興予算(内閣府沖縄担当部局予算等)の決算(平成24年度以降)」<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/33.html>>等を基に作成

ウ 予算の配分状況

ソフト交付金の配分については、①まず、沖縄県知事及び沖縄県内41市町村長の出席の下で開催される「沖縄振興会議」において、県・市町村間における配分についての協

¹⁰ 「沖縄振興特別推進交付金交付要綱」<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/kikaku/documents/kouhukinnyoukou.pdf>>

¹¹ 地方負担の半分には交付税措置がなされることから、実際の負担は1割となっている(沖縄県「沖縄振興(一括)交付金について～取組と成果～」(令元.6)<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryousingikai/sinkousingikai/33/33-07_02.pdf>)。

¹² 「沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱」<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/material/files/group/9/youkou_90638144.pdf>

¹³ 具体的な積算根拠の変遷については、前掲注3、武元英輝「令和2年度沖縄・北方関係予算」『立法と調査』No.420(令2.2)及び佐藤巴「令和4年度沖縄・北方関係予算」『立法と調査』No.442(令4.2)参照

議が行われ、②沖縄振興会議に続いて開催される「沖縄振興市町村協議会」において、市町村間における配分についての協議が行われ、それぞれ配分が決められている。

(ア) 県・市町村間における配分

県・市町村間におけるソフト交付金の配分の推移（図表5）について、平成24年度及び平成25年度は、経常補助金の継続事業分・相当額等を除く603億円を県と市町村で概ね1：1で配分するとの考え方に基づき、県分は300億円に経常補助金の継続事業分・相当額等を加えた500億円、市町村分303億円で配分された。平成26年度は、前年度配分額を基礎とし、消費税率引上げを考慮し相当額を按分するとの考え方に基づき、県分514億円（500億円＋14億円）、市町村分312億円（303億円＋9億円）で配分された。

その後、平成27年度からは、それまでの配分（県分5（62.5%）：市町村分3（37.5%））を基礎とした上で、市町村事業の必要額・影響を考慮して配分するという2段階の考え方が採られるようになった。そこで、具体的な配分としては、毎年度、ソフト交付金の合計額を5：3で按分した上で、そこから必要額・調整額として、平成27年度から平成29年度は10億円、平成30年度は12億円、令和元年度は29億円、令和2年度は34億円、令和3年度は36億円が県分から市町村分に移される形で配分されてきた¹⁴。

図表5 県・市町村間におけるソフト交付金の配分の推移（平成24年度～令和4年度）

（単位：億円、%）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村分	303 (38%)	303 (38%)	312 (38%)	312 (39%)	312 (39%)	268 (39%)	240 (39%)	240 (43%)	230 (44%)	225 (45%)	178 (45%)
県分	500 (62%)	500 (62%)	514 (62%)	494 (61%)	494 (61%)	420 (61%)	368 (61%)	321 (57%)	292 (56%)	279 (55%)	216 (55%)
合計	803 (100%)	803 (100%)	826 (100%)	806 (100%)	806 (100%)	688 (100%)	608 (100%)	561 (100%)	522 (100%)	504 (100%)	394 (100%)

（出所）沖縄県資料及び沖縄県町村会『自治おきなわ』No. 452、456、460、464を基に作成

しかし、令和4年度については、当時の西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が、令和3年12月の記者会見等において、予算編成の中での一括交付金全体の積算に関して、令和3年度に市町村に配分された額を確保するとの思いで大臣折衝に臨み、それと同額の県分と合わせて、必要な予算を確保した旨述べるとともに¹⁵、県・市町村間の配分は地元で決めるものとの認識も示した¹⁶。

その後、令和4年1月に開催された沖縄振興会議では、県・市町村間の配分について、前年度までのような2段階の考え方ではなく、始めから令和3年度の配分額をベース（県分11（55%）：市町村分9（45%））に配分するとの考え方に変更され、配分が決められた¹⁷。この経緯については、ソフト交付金の減額を踏まえ、配分比を1：1に

¹⁴ 前掲注3参照

¹⁵ 西銘大臣記者会見録（令3.12.24）〈<https://www.reconstruction.go.jp/topics/21/12/20211224185009.html>〉、第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号11頁（令4.3.9）

¹⁶ 西銘大臣記者会見録（令3.12.28）〈<https://www.reconstruction.go.jp/topics/21/12/20211228174306.html>〉

¹⁷ 沖縄県町村会『自治おきなわ』No. 464（令4.4）18頁

することを求める市町村も複数あったが、市町村をまたいで県が実施する広域事業を評価して、最終的には全会一致で決定したとされている¹⁸。

ソフト交付金の減額が進んできたことで、令和4年度のソフト交付金は、ピーク時の平成26年度と比べると、全体で52.3%減（県分は58%減、市町村分は43%減）となっている。これに対し、特に平成27年度以降、県分から市町村分に必要額・調整額という形で事実上の補てんが行われ、令和元年度以降、県・市町村間の配分比を5：3から実質的に県分の比率を下げ、ソフト交付金の減額の影響を県がより吸収する形での対応が図られてきた。しかし、上記のような令和4年度の配分決定の経緯は、ソフト交付金の減額等によって、5：3という考え方を採ること自体、もはや難しくなってきたことを示していると言える。

(イ) 市町村間における配分

次に、市町村間におけるソフト交付金の配分については、平成24年度に、303億円のうち、まず、均等割として5,000万円が各市町村に配分された上で、残りの額が基本指標（人口、面積）及び配慮指標（財政力加算、離島等加算、人口減少加算、高齢者人口加算、年少人口加算）から成る各種指標を用いて配分された。平成25年度には、新たに基本枠と特別枠の区分が設けられ、①基本枠には9割（272.2億円）が配分され、その枠内において、まず均等割として各市町村に1億円が配分された上で、前年度同様、残りの額が各種指標に従って配分されるとともに、②特別枠には1割（30.3億円）が配分され、沖縄振興のモデルとなる事業や事業効果が広域的に波及する事業、県又は他の市町村と連携した事業等を対象に配分された。平成26年度も前年度同様に配分され、その後、令和3年度までは、特別枠への配分額の増減はありつつも（平成27年度から平成30年度までが40億円、令和元年度が53億円、令和2年度及び令和3年度が45億円）、基本枠と特別枠の区分を設けた上で、基本枠は、均等割及び各種指標を用いて市町村間に配分し、特別枠は、沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠配分実施要綱に基づき審査、採択した案件に配分するという形で市町村に対する配分が行われてきた。

しかし、令和4年度は、基本枠に全てが配分され、均等割と各種指標を用いた配分が行われ（図表6）、令和5年度以降の特別枠については引き続き検討を行うこととされた¹⁹。特別枠の休止は、ソフト交付金の大幅な減額が理由とされているが、特別枠を利用した事業にはソフトを名目としたハード整備が目立つことから、令和4年度は特別枠の在り方を議論すべき期間になるとの指摘もなされている²⁰。

市町村間におけるソフト交付金の配分において大半を占める基本枠内の配分で用いられる各種指標については、基本指標の一つである人口の要素の比重が最も大きくなっているが²¹、その他の指標に基づく配分や均等割によって、一定程度、調整が図ら

¹⁸ 『琉球新報』（令4.1.29）

¹⁹ 前掲注17、20頁

²⁰ 『沖縄タイムス』（令4.2.2）

²¹ 指標全体で各指標が考慮される割合を見ると、人口80.75%、面積4.75%、財政力加算9.00%、離島等加算2.25%、人口減少加算2.25%、高齢者人口加算0.75%、年少人口加算0.75%となっている。

れる仕組みとなっている²²。その結果、令和4年度の基本枠の配分においては、例えば、最も人口の多い那覇市では、人口の割合が21.6%であるのに対して、各種指標を用いた配分の割合は18.1%、そこから均等割も加えた配分の割合は14.1%となる一方、最も人口の少ない渡名喜村では、人口の割合が0.02%であるのに対して、各種指標を用いた配分の割合は0.8%、そこから均等割も加えた配分の割合は1.2%となっている²³。

図表6 市町村間における基本枠の配分（令和4年度）

（単位：億円）

団体名	基本枠															
	均等割 (A)	基本指標 (85%)						配慮指標 (15%)					基本指標+ 配慮指標(B)		基本枠配分額 (C)=(A)+(B)	
		人口 (95%)	面積 (5%)	計	財政力 加算 (80%)	離島等 加算 (15%)	人口減少 加算 (15%)	高齢者 人口加算 (5%)	年少人口 加算 (5%)	計						
											配分額	割合	割合	割合	割合	割合
那覇市	1.0	21.6%	1.8%	20.7%	0.3%	0.0%	0.3%	2.2%	2.2%	0.5%	24.14	18.1%	25.14	14.1%		
豊見城市	1.0	6.8%	0.9%	6.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.6%	7.73	5.6%	8.73	4.9%		
石川市	1.0	3.2%	10.0%	3.6%	2.2%	6.1%	0.0%	2.1%	2.6%	2.4%	4.68	3.5%	5.68	3.2%		
浦添市	1.0	7.9%	0.9%	7.5%	0.4%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.5%	8.87	6.5%	9.87	5.5%		
名護市	1.0	4.3%	9.2%	4.6%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	2.5%	1.5%	5.64	4.1%	6.64	3.7%		
糸島市	1.0	4.2%	2.0%	4.1%	0.9%	0.0%	0.0%	2.1%	2.7%	0.8%	4.88	3.6%	5.88	3.3%		
沖繩市	1.0	9.7%	2.2%	9.4%	0.5%	0.0%	0.0%	2.0%	2.6%	0.7%	11.04	8.0%	12.04	6.8%		
豊見城市	1.0	4.4%	0.8%	4.2%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	0.7%	5.06	3.6%	6.06	3.4%		
宮古市	1.0	8.5%	3.8%	8.3%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	2.5%	1.5%	9.97	7.1%	10.97	6.2%		
島尻市	1.0	3.6%	8.9%	3.9%	3.4%	6.1%	1.0%	2.6%	2.4%	3.3%	5.20	3.8%	6.20	3.5%		
大宜味村	1.0	3.0%	2.2%	3.0%	3.3%	0.0%	0.0%	2.5%	2.6%	2.3%	3.91	2.8%	4.91	2.8%		
東村	1.0	0.3%	8.5%	0.7%	3.7%	0.0%	5.9%	3.2%	1.9%	3.3%	1.52	1.1%	2.52	1.4%		
今帰仁村	1.0	0.2%	2.8%	0.3%	2.2%	0.0%	1.8%	3.5%	1.7%	1.9%	0.78	0.7%	1.78	1.0%		
恩納村	1.0	0.1%	3.6%	0.3%	3.3%	0.0%	5.0%	3.5%	1.8%	3.3%	1.01	0.7%	2.01	1.1%		
本部町	1.0	0.6%	1.7%	0.7%	3.5%	0.0%	1.8%	3.2%	2.2%	2.7%	1.32	1.0%	2.32	1.3%		
伊平屋村	1.0	0.9%	2.4%	0.9%	3.4%	0.0%	4.4%	3.1%	2.1%	3.0%	1.69	1.3%	2.69	1.5%		
宜野座村	1.0	0.7%	2.2%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	2.3%	2.2%	0.7%	1.10	0.8%	2.10	1.2%		
金武町	1.0	0.4%	1.4%	0.4%	3.3%	0.0%	0.0%	2.4%	2.9%	2.3%	1.00	0.7%	2.00	1.1%		
伊江村	1.0	0.7%	1.7%	0.8%	3.3%	0.0%	1.1%	2.6%	2.6%	2.4%	1.41	1.0%	2.41	1.4%		
読谷村	1.0	0.3%	1.0%	0.3%	3.3%	6.1%	5.9%	3.3%	2.2%	4.4%	1.26	1.0%	2.26	1.3%		
手納町	1.0	2.8%	1.5%	2.7%	0.3%	0.0%	0.0%	2.1%	2.6%	0.7%	3.34	2.4%	4.34	2.4%		
北谷町	1.0	0.9%	0.7%	0.9%	0.3%	0.0%	1.0%	2.3%	2.5%	0.9%	1.23	0.9%	2.23	1.3%		
北中城村	1.0	1.9%	0.6%	1.9%	0.4%	0.0%	0.2%	2.0%	2.6%	0.5%	2.26	1.7%	3.26	1.8%		
西原町	1.0	1.2%	0.5%	1.2%	0.5%	0.0%	0.0%	2.3%	2.5%	0.6%	1.51	1.0%	2.51	1.4%		
南風原町	1.0	1.5%	0.7%	1.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%	2.7%	0.6%	1.84	1.2%	2.84	1.6%		
与那原町	1.0	2.4%	0.7%	2.3%	0.7%	0.0%	0.2%	2.1%	2.4%	0.7%	2.81	2.1%	3.81	2.1%		
南風原町	1.0	1.3%	0.2%	1.3%	2.1%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	1.5%	1.80	1.3%	2.80	1.6%		
渡嘉敷村	1.0	2.8%	0.5%	2.6%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%	3.0%	0.7%	3.21	2.2%	4.21	2.4%		
渡嘉敷村	1.0	0.0%	0.8%	0.1%	3.3%	6.1%	2.5%	1.9%	2.9%	3.9%	0.90	0.7%	1.90	1.1%		
渡嘉敷村	1.0	0.1%	0.7%	0.1%	3.3%	8.3%	4.4%	2.0%	2.7%	4.5%	1.03	0.9%	2.03	1.1%		
渡嘉敷村	1.0	0.0%	0.3%	0.1%	3.3%	6.1%	9.5%	3.5%	1.8%	4.9%	1.09	0.8%	2.09	1.2%		
渡嘉敷村	1.0	0.0%	0.2%	0.0%	3.3%	6.1%	10.7%	3.9%	1.2%	5.1%	1.09	0.8%	2.09	1.2%		
渡嘉敷村	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.3%	6.1%	5.0%	2.3%	2.3%	4.2%	1.03	0.7%	2.03	1.1%		
渡嘉敷村	1.0	0.0%	0.6%	0.1%	3.3%	6.1%	5.1%	2.0%	2.5%	4.2%	0.94	0.6%	1.94	1.1%		
渡嘉敷村	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.3%	6.1%	8.5%	2.6%	2.6%	4.8%	1.13	0.9%	2.13	1.2%		
渡嘉敷村	1.0	0.1%	0.7%	0.1%	3.3%	6.1%	7.6%	2.9%	2.3%	4.7%	1.10	0.8%	2.10	1.2%		
渡嘉敷村	1.0	0.5%	2.8%	0.6%	3.7%	6.1%	7.1%	2.8%	2.2%	4.4%	1.62	1.2%	2.62	1.5%		
渡嘉敷村	1.0	2.1%	1.2%	2.1%	2.2%	0.0%	0.0%	2.1%	2.9%	1.6%	2.72	1.9%	3.72	2.1%		
渡嘉敷村	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.9%	6.1%	6.4%	2.9%	2.1%	4.4%	1.05	0.8%	2.05	1.2%		
渡嘉敷村	1.0	0.3%	14.7%	1.0%	3.3%	12.2%	0.6%	2.2%	2.7%	4.4%	2.06	1.5%	3.06	1.7%		
渡嘉敷村	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.3%	6.1%	4.1%	2.0%	2.7%	4.0%	1.03	0.7%	2.03	1.1%		
都計	11.0	77.4%	42.8%	75.6%	17.0%	12.3%	1.3%	23.3%	28.2%	14.8%	91.12	66.6%	102.12	57.4%		
町村計	30.0	22.6%	57.2%	24.4%	83.0%	87.7%	98.7%	76.7%	71.8%	85.2%	45.88	33.4%	75.88	42.6%		
市町村計	41.00	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	137.00	100.0%	178.00	100.0%		

(注)百万円未満の金額は端数調整した。

(出所) 沖縄県町村会『自治おきなわ』No.464 (令4.4) 21頁より抜粋

(2) 沖縄北部連携促進特別振興事業費

ア 概要

沖縄県の北部地域²⁴は、県内の他の地域に比べ一人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在している。そのため、県土の均衡ある発展を図る観点から、北部地域の連携を促

²² なお、ソフト交付金の減額により、配分額全体が減少する中で、均等割による配分額は平成25年度以降、一定となっていることから、その調整の効果がより大きくなってきていると考えられる。

²³ 令和2年10月1日現在の推計人口では、沖縄県全体が1,467,480人、那覇市が317,625人、渡名喜村が346人となっている(沖縄県「長期時系列統計データ(市町村別推計人口(10月1日現在))」<https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/long-term/longterm_index.html#1>)。

²⁴ 北部地域は、名護市、本部町、金武町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、伊平屋村、伊是名村の12市町村から構成されている。

進しつつ、産業の振興や定住条件整備に資する事業を実施することを目的として、①非公共事業に対する補助を行う北部事業費（沖縄北部連携促進特別振興事業費）と、②公共事業に対する高率補助を行う「沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費」から成る北部振興事業（予算補助）が実施されている。これらは、いずれも北部12市町村を対象とするとともに、北部事業費については、補助率が10分の8となっている²⁵。

北部振興事業については、「普天間飛行場の移設に係る政府方針²⁶」（平成11年12月28日閣議決定）に基づく「北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針²⁷」（平成12年8月24日北部振興協議会並びに移設先及び周辺地域振興協議会決定）等に基づき、平成12年度から事業が開始された²⁸。その後、平成18年5月、日米安全保障協議会が取りまとめた「再編実施のための日米のロードマップ²⁹」を踏まえて閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について³⁰」（平成18年5月30日閣議決定）において、同年度は引き続き北部振興事業を実施することが確認された³¹。また、平成19年度から平成21年度についても、この閣議決定に基づき設置された「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」の第1回会合において、当時の小池内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が行った、北部振興事業の継続及び確実な実施に係る北部12市町村からの要請を着実に実行する方向で対応する旨の発言を踏まえ³²、北部振興事業が実施された³³。

²⁵ 内閣府「北部振興事業の概要」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/6/64.html>〉

²⁶ 同政府方針は、平成8年12月の「SACO最終報告」において、普天間飛行場代替施設を沖縄本島東海岸沖に建設すること等が示された後、政府及び地元の調整等を経て閣議決定されたものであり、北部地域の振興については、同基本方針の別紙2「沖縄県北部地域の振興に関する方針」により、確実な実施を図ることとされた（「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/7/7212.html>〉）。

²⁷ 同基本方針は、政府方針に基づき設置された北部振興協議会と移設先及び周辺地域振興協議会が、振興事業の具体的推進の指針として取りまとめ、策定したものとなっている（「北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針」（平成12年8月24日北部振興協議会並びに移設先及び周辺地域振興協議会決定）〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/7/hokubu/120824_1.pdf〉）。

²⁸ 平成11年12月17日に行われた、関係閣僚と沖縄県知事から構成される沖縄政策協議会において、政府から北部振興事業の創設や今後10年間で1,000億円程度の予算を確保するとの方針が示された（『読売新聞』夕刊（平11.12.17））。その後、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（前掲注26）の閣議決定に際し、当時の青木内閣官房長官から、平成12年度以降、当面、概ね10年間で1,000億円の特別の予算措置を確保すると発言が行われた。

²⁹ ロードマップでは、普天間飛行場代替施設について、2本の1,600mの滑走路（オーバーランを含む護岸を除いた合計の長さは1,800m）を辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾を結ぶ形（V字型）で設置し、2014年までの完成を目標とすること等のほか、嘉手納飛行場以南の施設・区域の返還、第3海兵機動展開部隊の要員・家族のグアム移転など、在沖米軍の再編に係るパッケージが示された（外務省「再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/2plus2_map.html〉）。

³⁰ 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平18.5.30）〈<https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saihen/20060530.html>〉

³¹ なお、同閣議決定（前掲注30）に伴い、北部振興事業実施の根拠にもなっていた「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定、前掲注26）が廃止されたため、改めて北部振興事業の実施が確認されている。

³² 内閣府「第1回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会概要」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/7/722_01_gaiyou.pdf〉

³³ 内閣府「平成21年度北部振興事業の実施について」（平21.8.4）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2009/0804.pdf>〉

平成22年度・23年度については、平成21年9月の民主党政権発足後、当時の前原内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）から、北部振興策は基地問題とは切り離して考えたい旨の発言があり³⁴、事業費の名称を変更した上で、沖縄振興計画に基づき、北部振興事業が実施された³⁵。

平成24年度については、同年度の予算編成と沖振法改正による一括交付金制度の導入等に係る検討の過程において、一括交付金とは別に北部振興事業を継続するよう北部12市町村から要請が行われたこと等も踏まえた調整が行われた。その結果、事業費の名称を再度変更し、北部地域の連携を促進しつつ、産業の振興や定住条件整備に資する事業を実施することを目的に、従前同様、個別の補助事業として北部振興事業が実施されることとなり³⁶、以後、平成24年12月の政権交代による自民政権発足を経て、平成25年度以降も、令和4年度に至るまで同事業が実施されている³⁷。

イ 予算の執行状況

北部事業費については、平成24年度以降の推移の中で、2度にわたり大幅な増額が行われている。まず、令和元年度に消費税率の引上げや北部12市町村からの予算拡充の要望等を踏まえて8.8億円が、次いで、令和4年度に世界に誇る多様な観光資源の持続や質の高い観光地づくり、人と自然が調和する環境共生型社会の実現に向けた事業などを実施するため10億円がそれぞれ増額された³⁸。

一方、北部事業費と執行状況の推移（図表7）を見ると、平成24年度には、5町村及び北部広域圏市町村圏事務組合（以下「北部事務組合」という。）³⁹の10事業に対して計23.9億円の交付決定が行われたものの⁴⁰、実際に支出されたのは2事業5,100万円にとどまり、大部分が翌年度に繰り越されたため⁴¹、執行率は極めて低い2.0%となった。その後、平成25年度と平成26年度には、それぞれ当初予算額を超える30億円超が翌年度に繰り越されたが、平成25年度から平成27年度にかけて、執行率は33.9%から80.5%にまで大幅に上昇し、平成27年度における翌年度繰越額も9.6億円に減少した。

³⁴ 『琉球新報』（平21.10.5）

³⁵ 北部振興事業における事業費の正式名称は、平成12年度から平成21年度まで「沖縄北部特別振興対策事業費」（非公共）及び「沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費」（公共）となっていたが、平成22年度及び平成23年度は、「沖縄北部活性化特別振興事業費」（非公共）及び「沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費」（公共）に変更された。

³⁶ 『沖縄タイムス』（平23.8.6、平23.12.26）、『琉球新報』（平23.12.14）

³⁷ なお、平成26年度予算案の閣議決定に際し、当時の山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）から、平成24年度から10年間の沖縄振興計画期間においては、毎年少なくとも50億円の北部振興事業を継続する旨の発言が行われ、事業予算の規模について一定の目安が示された（山本内閣府特命担当大臣記者会見要旨（平25.12.24）〈https://www.cao.go.jp/minister/1212_i_yamamoto/kaiken/2013/1224kaiken.html〉）。

³⁸ 藤生将治「平成31年度沖縄・北方関係予算」『立法と調査』No.410（平31.2）及び佐藤巴「令和4年度沖縄・北方関係予算」『立法と調査』No.442（令4.2）参照

³⁹ 地方自治法（第284条、第285条等）に基づき設置された複合的一部事務組合。北部12市町村から構成され、広域的な振興事業の調査、実施及び連絡調整に関すること等の事務の共同処理を行っている（北部広域圏市町村圏事務組合「北部広域市町村圏事務組合のご紹介」〈<https://www.yanbaru-okinawa.jp/introduction/>〉）。

⁴⁰ 内閣府「平成24年度北部振興事業の実施について（第2回）」（平24.11.26）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2012/1126.pdf>〉及び同「平成24年度北部振興事業の実施について（第3回）」（平25.3.13）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2013/0313.pdf>〉

⁴¹ 内閣府「平成25年行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/25_0080.pdf〉

図表7 沖縄北部連携促進特別振興事業費と執行状況の推移（平成24年度～令和4年度）

（単位：億円、％）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	25	25	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	34.5	34.5	34.5	44.5
歳出予算現額	25	49.0	56.9	56.5	35.3	47.3	40.4	42.5	57.7	70.3	74.5
翌年度繰越額	24.0	31.1	30.8	9.6	21.6	14.7	8.0	23.2	35.8	30.0	—
不用額（※1）	0.5	1.2	0.8	1.4	0.7	5.4	2.1	0.5	1.3	2.0	—
執行額	0.5	16.6	25.3	45.5	13.1	27.2	30.3	18.8	20.5	38.3	—
執行率（※2）	2.0%	33.9%	44.5%	80.5%	37.1%	57.5%	75.0%	44.2%	35.6%	54.5%	—
当初予算額に対する執行額の割合	2.0%	66.4%	98.4%	176.9%	50.9%	105.8%	117.8%	54.5%	59.4%	111.0%	—

（※1）不用額＝歳出予算現額－翌年度繰越額－執行額／（※2）執行率＝執行額÷歳出予算現額（当初予算額＋前年度繰越額）

（出所）内閣府「行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」（平成25年度以降）等を基に作成

しかし、平成28年度には、当初予算額の8割を超える21.6億円が繰り越され、執行率も37.1%にまで低下した。平成29年度には、執行率が57.5%となり改善したものの、当初予算額の6割弱となる14.7億円が翌年度に繰り越されるとともに、当初予算額の2割を超える5.4億円の不用額が生じた。

平成30年度には、執行率が75.0%にまで改善され、翌年度繰越額も当初予算額の約3割となる8億円となったが、予算が増額された令和元年度には、執行率が44.2%に低下し、当初予算額の7割近い23.2億円が翌年度に繰り越された。さらに、令和2年度には、執行率が35.6%にまで低下し、当初予算額を超える35.8億円が翌年度に繰り越された。

令和2年度については、令和元年度からの増額による予算規模の拡大に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大も影響したと考えられるものの、平成24年度以降の北部事業費の執行状況の推移からは、翌年度以降への繰越しが常態化しているとともに、執行率も総じて低く、安定しない状態にあることが示されている。

ウ 予算の配分状況

北部事業費の配分状況について、まず、市町村ごとの状況を、平成24年度から令和3年度までの10会計年度中での交付決定額ベース（図表8の①）で見ると、複数市町村にわたる事業を実施している北部事務組合等を除く、対象の12市町村のうち、4市町村（名護市、本部町、金武町、伊江村）が8会計年度、3村（国頭村、今帰仁村、宜野座村）が6会計年度に交付決定を受けている一方、2村（伊平屋村、伊是名村）が1会計年度、また大宜味村が2会計年度のみに交付決定を受けている。

また、令和3年度までの交付決定額の合計額について、多い順では、名護市が54.6億円、次いで金武町が44.1億円、伊江村が36.1億円、本部町が27.3億円となっている一方、合計額の少ない順では、伊是名村が3.6億円、次いで恩納村が4.2億円、伊平屋村が4.9億円となっている。

このように、北部事業費については、市町村によって、配分状況が異なっている。市町村ごとの交付決定額を比べると、北部地域で人口の多い名護市や本部町、金武町に対する交付決定額は比較的多くなっているものの、金武町よりも人口の多い恩納村に対する交付決定額は少ない状況にある。また、人口の少ない村の間では、比較的人口が少な

く離島でもある伊是名村や伊平屋村に対する交付決定額は少なくなっている一方、両村と同程度の人口である東村には11.5億円の交付決定が行われており、必ずしも人口には比例しない形で配分が行われている⁴²。

図表8 沖縄北部連携促進特別振興事業費の配分状況（平成24年度～令和3年度）

①交付決定額ベース (単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計（市町村）	年度平均（市町村）
名護市		594	325	617	862	476		376	1,648	560	5,458	546
国頭村			140	371	146	292	383		341		1,673	167
大宜味村						44	907				951	95
東村		334				467	349				1,150	115
今帰仁村				53	407	124	31	316	46		977	98
本部町	282		38	76	467	73	165	1,560		67	2,728	273
恩納村	277				90			55			422	42
宜野座村	114	346			34	405		456	132		1,487	149
金武町	48	342	1,174	31	405			274	119	2,019	4,412	441
伊江村		296	175	1,221		47	561	43	726	538	3,607	361
伊平屋村	488										488	49
伊是名村		357									357	36
北部広域市町村圏事務組合等	1,251	226	716	196	158	192	115	368	416	158	3,796	380
合計	2,460	2,495	2,568	2,565	2,569	2,118	2,511	3,448	3,428	3,342		
平成24年度から令和3年度までの交付決定額（合計）											27,504	

(注) 四捨五入による端数処理のため、必ずしも各数値を合わせた額は合計と一致しない場合もある。

②支出額ベース (単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計（市町村）	年度平均（市町村）
名護市			19	846	571	820	451	320	448	3,475	386
国頭村				267	241	325	387	59		1,279	142
大宜味村							310	620		930	103
東村			334				789			1,123	125
今帰仁村					50	407	118	87	247	909	101
本部町		263	36	55	101	524	142	632		1,753	195
恩納村		235								235	26
宜野座村		109	344		31	147	241		429	1,301	145
金武町		48	341	1,168	157	277		54	174	2,219	247
伊江村			464	1,211		38	548		43	2,304	256
伊平屋村		199	290							489	54
伊是名村			19	273						292	32
北部広域市町村圏事務組合等	50	804	680	724	154	181	40	106	713	3,452	384
その他（職員旅費）			1	2	2	2	2	2		11	1
合計	50	1,658	2,528	4,546	1,307	2,721	3,028	1,880	2,054		
平成24年度から令和2年度までの交付実績額（合計）											19,772

(注) 四捨五入による端数処理のため、必ずしも各数値を合わせた額は合計と一致しない場合もある。

(出所) ①については、内閣府「北部振興事業の実施について」（平成24年度～令和3年度の報道発表資料）等、②については、内閣府「行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」（平成25年度以降）を基に作成

次に、市町村ごとの状況を、平成24年度から令和2年度までの実際の支出額ベース（図表8の②）で見ると、交付決定額ベースでの配分状況と比べ、いずれの市町村等においても、実際の支出の多くが交付決定の翌年度以降に遅れて行われる傾向にあり、執行状況の推移で示された北部事業費の繰越しが常態化している状況が見られる。

例えば、交付決定額の合計額が最も多い名護市では、交付決定額ベースでは、平成25年度に5.9億円、平成26年度に3.3億円が交付決定されている一方、実際の支出額ベース

⁴² 令和2年10月1日現在の推計人口は、名護市が63,554人、本部町が12,530人、恩納村が10,869人、金武町が10,806人、東村が1,598人、伊是名村が1,322人、伊平屋村が1,126人となっている（前掲注23参照）。

では、平成25年度は支出がなく、平成26年度も1,900万円のみとなっており、平成27年度に当該年度の交付決定額である6.2億円を上回る8.5億円が実際に支出されている。

さらに、それらの主な内訳として、具体的な事業を見ていくと、「大浦マングローブ林自然体験施設等整備事業」（計画期間：平成25年度）については、平成25年度に5.5億円の交付決定が行われている一方⁴³、実際の支出は平成27年度に行われている⁴⁴。また、「北部連携防災訓練施設等整備事業」（計画期間：平成25年度～平成27年度）については、平成25年度に4,100万円、平成26年度に3.1億円、平成27年度に4.5億円の交付決定が行われている一方⁴⁵、実際には、平成26年度に1,900万円、平成27年度に2.8億円、平成28年度に4.1億円がそれぞれ支出されている⁴⁶。

（3）沖縄離島活性化推進事業費

ア 概要

離島事業費（沖縄離島活性化推進事業費）は、沖縄の離島が我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている一方で、人口減少傾向にあるなど、その取り巻く厳しい環境が継続していることから、持続可能な地域社会の形成に向けて、沖縄の離島市町村が取り組む事業を支援することを目的に、平成29年度の沖縄振興予算における新規事業として創設された予算補助である⁴⁷。

補助対象者は、沖縄の離島を含む18市町村⁴⁸となっており、補助率は10分の8となっている。補助の対象となる事業は、令和3年度までは、沖縄の離島市町村の持続可能な社会の形成に向けて、同市町村が実施する先導的な事業⁴⁹とされてきたが、令和4年度からは、先導的な事業に限定せず、沖縄県内の他地域とは異なる離島地域特有の条件不利性

⁴³ 内閣府「平成25年度北部振興事業の実施について（第3回）」（平26.3.3）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2014/0303.pdf>〉

⁴⁴ 内閣府「平成28年度行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h28/s27007400_naikakufu.pdf〉

⁴⁵ 内閣府「平成25年度北部振興事業の実施について（第4回）」（平26.3.12）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2014/0312.pdf>〉、同「平成26年度北部振興事業の実施について（第3回）」（平26.11.28）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2014/1128.pdf>〉、同「平成27年度北部振興事業の実施について（第3回）」（平27.12.11）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2015/1211-hokubu.pdf>〉

⁴⁶ 内閣府「平成27年度行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/26008100_naikakufu.pdf〉、前掲注44、内閣府「平成29年度行政事業レビューシート（沖縄北部連携促進特別振興事業費）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h29/s28007800_naikakufu.pdf〉

⁴⁷ 内閣府「平成29年度行政事業レビューシート（沖縄離島活性化推進事業）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h29/s29001000_naikakufu.pdf〉

⁴⁸ 具体的には、石垣市、うるま市（津堅島）、宮古島市、南城市（久高島）、本部町（水納島）、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町となっている。

⁴⁹ 具体的には、官民が協働して行うもの、複数の政策を相互に関連付け全体として離島活性化に対して効果を発揮するもの、他の市町村にも広げていくべきもの等とされている。

に起因する課題解決に向け、地域の実情に応じ実施する事業⁵⁰とされており⁵¹、対象事業の増加が見込まれることから、同年度の離島事業費は前年度から10億円（67.6%）の大幅に増額されている⁵²。

ソフト交付金とは別に事業化した理由について、創設時の鶴保内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、補助の対象となる事業はソフト交付金と同じであるものの、離島の振興について市町村の要望が高いこと等から設けた旨説明している⁵³。

イ 予算の執行状況

離島事業費の執行状況（図表9）を見ると、初年度の平成29年度には、15市町村35事業に対して計10.8億円の交付決定が行われているものの⁵⁴、実際に支出されたのは5.8億円となっており、4割近い4.3億円が翌年度に繰り越されたため、執行率も53.7%にとどまった。平成30年度には、前年度に交付決定された南城市の事業（平成29年度交付決定額：約2億円）等に対する支出が行われているものの⁵⁵、新たな交付決定は、11市町村23事業に対する7.9億円にとどまり⁵⁶、3.9億円の不用額が生じるとともに、当初予算額の4割を超える5.1億円が翌年度に繰り越されたため、執行率は前年度をさらに下回る42.9%となった。

図表9 沖縄離島活性化推進事業費の推移と執行状況（平成29年度～令和4年度）

（単位：億円、%）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	10.8	11.5	12.0	14.8	14.8	25.0
歳出予算現額	10.8	15.9	17.1	22.1	19.0	37.3
翌年度繰越額	4.3	5.1	7.3	4.2	12.3	—
不用額（※1）	0.7	3.9	0.8	9.3	2.0	—
執行額	5.8	6.8	9.1	8.6	4.7	—
執行率（※2）	53.7%	42.9%	53.1%	38.9%	24.7%	—
当初予算額に対する執行額の割合	53.7%	59.0%	75.8%	58.1%	31.8%	—

（※1）不用額＝歳出予算現額－翌年度繰越額－執行額

（※2）執行率＝執行額÷歳出予算現額（当初予算額＋前年度繰越額）

（出所）内閣府「行政事業レビューシート（沖縄離島活性化推進事業）」（平成30年度以降）等を基に作成

⁵⁰ 具体的には、地域資源を生かした産業振興に資する事業、移住・定住環境の維持向上に資する事業、地域と多様に関わる人々（関係人口）の創出や地域間交流等を通じた地域活性化に資する事業、地域で活躍する人材の育成・確保に資する事業等とされている。

⁵¹ 内閣府「沖縄離島活性化推進事業の概要」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tyurasima/gaiyou_2_2.pdf〉。また、補助の対象となる事業の見直しに伴い、交付手続を定めた「沖縄離島活性化推進事業費補助金交付要綱」における交付の目的（第2条）及び補助事業、経費及び補助率（第4条）の改正が令和4年3月末に行われ、対象事業について「先導的な」としていた限定を削除している（内閣府「沖縄離島活性化推進事業費補助金交付要綱」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tyurasima/r4_youkou.pdf〉）。

⁵² 佐藤巴「令和4年度沖縄・北方関係予算」『立法と調査』No.442（令4.2）

⁵³ 鶴保内閣府特命担当大臣記者会見要旨（平28.12.22）〈https://www.cao.go.jp/minister/1608_y_tsuruho/kaiken/2016/1222kaiken.html〉

⁵⁴ 内閣府「平成29年度沖縄離島活性化推進事業費補助金 事業一覧」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tyurasima/h29_jigyoushiyou_list.pdf〉

⁵⁵ 内閣府「平成31年度行政事業レビューシート（沖縄離島活性化推進事業）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r1/30009200_naikakufu.pdf〉

⁵⁶ 内閣府「平成30年度沖縄離島活性化推進事業費補助金 事業一覧」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/tyurasima/h30_jigyoushiyou_list.pdf〉

令和元年度には、9.1億が支出され、執行率も53.1%まで改善し、不用額も0.8億円にとどまったものの、当初予算額の6割を超える7.3億円が翌年度に繰り越された⁵⁷。そのため、令和2年度の歳出予算現額は、当初予算額の増額（前年度比2.8億円増）と相まって、22.1億円となり、事業開始以来で最大となった。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の時期と重なり、新たな交付決定は、9市町村16事業に対する5.9億円にとどまり⁵⁸、当初予算額の6割を超える9.3億円の不用額が生じ、実際に支出された8.6億円を超える状況となった⁵⁹。そのため、同年度における執行率も38.9%にまで低下した。また、令和3年度には、不用額が減少した一方、当初予算額の9割弱となる12.3億円が繰り越され、執行率も24.7%にまで低下した。

平成29年度の事業開始以降、離島事業費については執行率が低い状況が続いており、相当額の翌年度への繰越しも常態化しているといえる。その中で、前年度に不用額が多く生じた令和元年度は執行率が改善したものの、令和3年度は事業開始以来では翌年度繰越額が最大となり、執行率は最低となった。

ウ 予算の配分状況

離島事業費の配分状況について、市町村ごとの状況を、平成29年度から令和3年度までの交付決定額ベース（図表10）で見ると、補助対象者である18市町村のうち、7市町村（石垣市、南大東村、北大東村、伊平屋村、久米島町、多良間村、竹富町）が毎年度、交付決定を受けている一方、5市町村（うるま市、宮古島市、本部町、粟国村、渡名喜村）は1会計年度ないし2会計年度のみ交付決定を受けている。

図表10 沖縄離島活性化推進事業費の配分状況（平成29年度～令和3年度、交付決定額）

	(単位：百万円)					年度平均(市町村)	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計(市町村)	年度平均(市町村)
石垣市	174	151	10	32	311	677	135
うるま市					0.65	0.65	0.1
宮古島市			8	30		38	8
南城市	209		46	17	13	285	57
本部町	4					4	1
伊江村	9		6		5	20	4
渡嘉敷村	8	8			16	32	6
座間味村	30	18	257			305	61
粟国村	69		21			90	18
渡名喜村					6	6	1
南大東村	68	14	248	14	72	415	83
北大東村	66	162	190	252	542	1,211	242
伊平屋村	48	12	13	12	244	329	66
伊是名村	73	112			24	208	42
久米島町	185	174	278	166	19	820	164
多良間村	8	3	6	28	31	76	15
竹富町	102	16	9	40	55	221	44
与那国町	28	121	109		8	265	53
合計	1,080	789	1,200	591	1,343		
平成29年度から令和3年度までの交付決定額(合計)						5,003	

(注) 四捨五入による端数処理のため、必ずしも各数値を合わせた額は合計と一致しない場合もある。

(出所) 離島活性化推進事業補助金の交付決定に係る内閣府の報道発表資料等を基に作成

⁵⁷ 内閣府「令和2年度行政事業レビューシート（沖縄離島活性化推進事業）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r2/s01009100_naikakufu.pdf〉

⁵⁸ 内閣府「令和2年度沖縄離島活性化推進事業費補助金の第5回交付決定について」（令3.2.26）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/tyurasima/0226-r2ritou.pdf>〉

⁵⁹ 内閣府「令和3年度行政事業レビューシート（沖縄離島活性化推進事業）」〈https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/r3/2021_naikakufu_20010200.pdf〉

また、令和3年度までの交付決定額の合計額について、多い順では、北大東村が12.1億円、次いで久米島町が8.2億円、石垣市が6.8億円、南大東村が4.2億円となっている一方、合計額の少ない順では、事業対象地域が市町内の離島に限定された市町（うるま市、南城市、本部町）を除くと、渡名喜村が600万円、次いで伊江村が2,000万円、渡嘉敷村が3,200万円、宮古島市が3,800万円となっている⁶⁰。

このように、離島事業費についても、補助対象者である市町村によって、配分状況が全く異なっている。また、沖縄離島活性化推進事業費補助金交付要綱等では、特に市町村ごとの配分比率の基準等が定められていない中で、市町村ごとの交付決定額の比率は、ソフト交付金における市町村間の基本枠での配分のような、人口の割合等を踏まえたものとはなっておらず⁶¹、市町村の離島事業費に対する活用姿勢や企画の有無、交付決定を行う内閣府の判断等に大きく左右されていると考えられる。

（ふじう しょうじ）

⁶⁰ なお、交付決定された事業の内訳として、最も合計額が多い北大東村の例では、主な事業として、平成29年度に水産業振興担い手移住拡大事業（交付決定額3,600万円）、平成30年度に同事業（同1億5,700万円）、令和元年度に観光交流基盤整備事業（同1億3,800万円）、令和2年度に同事業（同1億9,400万円）、令和3年度に農・福・観連携6次産業推進活性化事業（同2億6,700万円）及び農業・観光業新規就業者用定住住宅確保事業（同2億3,900万円）等が挙げられる。

⁶¹ 最も交付決定額の多い北大東村の推計人口（令和2年10月1日現在）は、沖縄県内の41市町村のうち、渡名喜村に次いで、2番目に少ない590人となっている（前掲注23参照）。